

## 2004 年度前期 貿易論 期末試験

[第1問] 次の文章を読み、下の問題(問1~10)に解答しなさい。解答は解答用紙に記述すること。

(1問2点)

2004年4月にネパールが加盟して㉔WTOの加盟国は147カ国となった。㉕OECD加盟国が30カ国だから、WTO加盟国の大半が発展途上国ということになる。㉖GATT, WTOの基本原則は、㉗貿易制限措置の削減や、㉘貿易の無差別待遇(最恵国待遇、内国民待遇)であり、より自由な貿易を可能にすることによって「加盟国は、それぞれの生活水準を高め、完全雇用を実現し、実質所得と有効需要を着実に増加させること」ができるということを基本哲学にしている。言いかえれば、自由貿易の実現によって、世界大での厚生水準を高めよう、ということである。これは、「ゼロ・サム・ゲーム」でなく、「Win-Win Game」の思想であるといつてよい。

WTOは2年に1回閣僚会議を開くことになっている。1999年シアトル、2001年ドーハ、2003年㉙カンクン会議では、㉚アンチ・グローバリズムの抗議運動が起きたり、会議も紛糾し決裂した。現在、2005年の新ラウンド締結に向けての調整が行われている。

WTO交渉の難航と対照的に、世界的な㉛FTA締結の動向はますます強まっている。㉜FTAはWTOやGATTの基本原則と矛盾する点もあるが、世界で100件以上の締結が報告されている。

日本は、ドーハ会議において「何もしないで亀のようになって耐えれば、得をするかもしれない」という議論があった。また、メキシコをはじめとするFTA交渉においても、WTOの慣例である「90%以上の自由化基準」を破る可能性がある。日本は、「ゼロ・サム・ゲーム」から「Win-Win Game」へ移行しようという風潮の中で、自由化の利益を㉝発展途上国、とくに後発発展途上国により多く配分する度量をもつなど、目先の短期的経済的国益を追うのではなく、長期的国益を見据えた「筋が通る」行動をすべきである。

(小浜裕久「ドーハ・ラウンドと発展途上国」『世界経済評論』2004年6月号より一部加筆)

問1 下線部㉔WTOに関する記述として適当でないものを、次の①~⑤のうちから一つ選べ。

- ①WTOはGATTウルグアイラウンドの交渉の結果、1995年から発足した。本部はジュネーブにある。
- ②WTOはサービス貿易、知的所有権、貿易関連投資措置などGATTよりも対象分野を拡大している。
- ③WTOは、国際分業が伸展するなかで、原産地規制の問題も検討課題に加えている。
- ④WTOは知的所有権について国際ルールの確立を目指しているが、特許の認定方法などで合意がされていない。
- ⑤WTOは通商問題について紛争解決機関を設置しているので、報復関税などの貿易障壁は認めていない。

問2 下線部㉕OECDに関する記述として適当でないものを、次の①~⑤のうちから一つ選べ。

- ①OECDは先進国による国際経済管理機関として、ガイドラインを作成する議会制度が確立されている。
- ②OECDは冷戦時代に遡り、社会主義圏のCOMECONに対抗する意図があった。
- ③OECDの基本的な目的は、「経済成長」、「発展途上国の援助」、「多角的な自由貿易の拡大」である。
- ④OECDは「マーシャル・プラン」によって発足したOEEC(欧州経済協力機構)が改編されたものである。
- ⑤OECDは加盟国間の意見・情報の交換を主体とし、意思決定を行う場合は全会一致が基本である。

問3 下線部㉖GATTに関する記述として適当でないものを、次の①~⑤のうちから一つ選べ。

- ①GATTの基本原則は、自由、無差別、多角的な貿易と関税の引き下げである。
- ②GATTはラウンドと呼ばれる通商交渉を8回行った。ケネディラウンド以降は関税以外も交渉の対象になった。
- ③GATTは1948年にハバナ憲章でITO(国際貿易機関)の設置を認め、国際機関となった。
- ④GATTは当初輸入割当制、輸出補助金を原則禁止とし、特惠関税も認めていなかった。
- ⑤GATT11条国規定は、国際収支を理由とした輸入制限を認めないことである。

問4 下線部㉗について、WTOにおいて「貿易制限措置」について検討されていないものは何か

- ①関税 ②輸入制限 ③アンチ・ダンピング ④インコタームズ ⑤ミニマム・アクセス

問5 下線部㉔貿易の無差別待遇に関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①最恵国待遇とは、特定の一国が対象となる国に対して取り決めた内容をすべての加盟国に適用することである。
- ②内国民待遇とは、急激に輸入が増えた産業において国民を保護することができる一時的な保護政策である。
- ③関税交渉においてみとめられた発展途上国保護のための特惠関税は、原則最恵国待遇と反する考え方である。
- ④内国民待遇は、サービス貿易に関する交渉の中で、その運用が強く求められている。
- ⑤かつて日本は、日米通商修好条約において片務的最恵国待遇を強要された。

問6 下線部㉕WTOカンクン会議に関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①農業交渉では、米国、EUのグループ、ブラジル、インドなどの発展途上国グループ、日本、スイスなどのグループに意見が分かれ、交渉は紛糾した。
- ②日本は、関税の上限設定や関税割当枠拡大に反対し、市場アクセス、国内助成金、輸出補助金のバランスを取るよう主張した。
- ③カンクン会議以前の農業交渉では、米国とEUは激しい対立関係にあったが、カンクン会議では、事前に妥協し市場アクセスを積極的に拡大する主張をした。
- ④非農産品市場のアクセス問題では、先進国の分野別関税撤廃を全加盟国に義務的参加することで合意した。
- ⑤シンガポール・イシューの4分野でも、日・EUと発展途上国グループとで激しく対立した。

問7 下線部㉖アンチ・グローバリズムに関連して、これに関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①シアトル会議では、国外から大量のテロリストが入国し会議を妨害したため、装甲車が出動し騒然となった。
- ②カンクン会議では、韓国の農民が自殺するなど、WTOに対してNGOを中心に抗議行動が行われた。
- ③先進国におけるアンチ・グローバリズムは、空洞化や失業問題などポピュリズムに依拠していることが多い。
- ④グローバル化に呼応して、ローカリズムが意識されるようになり、グローバルという概念が提唱されている。
- ⑤グローバリズムへの反対運動は、WTOだけではなくサミット（先進国首脳会議）でも行われている。

問8 下線部㉗FTAに関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①FTAの典型例としてNAFTAがあげられる。これは、アメリカ、カナダ、メキシコの自由貿易協定である。
- ②日本の最初のFTA相手国はシンガポールである。最近では、FTAよりもEPAを強調している。
- ③パロッサは、地域経済統合をFTA、関税同盟、共同市場、完全統合に分類している。
- ④FTAのもつ競争促進効果とは、市場統合により大企業の市場支配力が強まる効果である。
- ⑤経済統合（同盟）の純厚生効果とは、貿易創造効果から貿易転換効果を引いたものである。

問9 下線部㉘FTAはWTOやGATTの基本原則と矛盾に関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①FTAは本来WTOの原則に反するものであるが、その貿易自由化効果のゆえに一定の要件のもと認められている。
- ②WTOでは、技術交流や人的交流を大幅に活性化させれば、貿易制限の撤廃は次善のものとしている。
- ③GATT 24条では、原則10年以内に実質上すべての貿易の関税および制限的通商規則の廃止を求めている。
- ④FTAの問題点として、FTAが域内の価格支配力を増大させ、貿易自由化の抵抗になると指摘する意見がある。
- ⑤WTOはFTAに対して、モノの貿易だけではなくサービス貿易においても自由化することを求めている。

問10 下線部㉙発展途上国に関する記述として適当でないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。

- ①1961年ケネディ大統領は、「国連開発の10年」という宣言を行った。
- ②「南北問題」を最初に提言した人は、ロイド銀行頭取のオリバー・フランクスといわれている。
- ③UNCTAD（国連貿易開発会議）は、国連の下部組織として自由貿易を推進することを目的としている。
- ④UNCTADは発展途上国から輸入される一定の農水産品、工業製品に対し特惠税率を適用することを認めた。
- ⑤新国際経済秩序に関する宣言（NIEO）により、天然資源の恒久主権が認められた。

[第2問] 以下の問題より2問を選択し6～7行程度で論述しなさい。解答は、解答用紙に記述すること。(1問7点)

- (1) 日本の自動車輸出自主規制について
- (2) セーフガードについて
- (3) インコタームズとFOB、CIFについて
- (4) 日本の国際収支の特徴について
- (5) 市場の不完全性について

※解答用紙には選択した問題番号を記述すること。

[第3問] 以下の条件の時A国の絶対優位財、比較優位財は何か。また、その根拠を示しなさい。(1問8点)

(1)

※単位時間あたりの生産量

	X財	Y財
A国	5	4
B国	8	4

(2)

※単位生産あたりの労働時間

	X財	Y財
A国	5	8
B国	8	4

[第4問] 以下の語群から、5つ以上の用語を用いて、論述しなさい。

(40点)

なお、必ずテーマを明記し、使用した用語には下線を引くこと。論述にあつたて図表を用いても良いが、箇条書き、単なる語句説明は不可とする。

(語群)

所得収支 市場の不完全性 労働価値説 債権国 企業基準 規模の経済 裁定取引 外貨準備 世界銀行  
 取引コスト 通貨危機 実需 トリガー価格 プラザ合意 居住性 労働集約財 購買力平価 信用状  
 内部化理論 重商主義 経常収支 国際分業 原産地規制 移転価格 公共財 要素賦存 並行輸入 寡占  
 共同市場 企業特殊的優位性 実効関税 通貨統合 半導体協定 ペッグ制 ネットティング インボイス  
 スーパー 301 条 ホスト国 市場アクセス アームスレングス価格 ブレトンウッズ体制 Jカーブ効果  
 コース ライセンシング ハイマー リカード パラダイム タックスヘブン ニクソンショック トロン  
 MOSS NTB AD PLC SCM AFTA LDCs TRIPS MNE FDI IMF